

平成 20 年 1 月 18 日

各 位

株式会社 西 京 銀 行  
取締役頭取 渡邊 孝夫

次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」の認定について  
～山口県内第 1 号の認定～

当行は山口労働局長より次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」の認定を受けましたのでご報告申し上げます。尚、山口県内での認定は第 1 号になります。当行ではこれからも「子育てにやさしい企業」として仕事と家庭の両立支援を図って参ります。

記

認定日

平成 19 年 12 月 26 日

第 1 期行動計画内容（平成 17 年 4 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日）

- ◇ 妊娠、出産、育児、介護等を理由として退職した者の再雇用制度の制定
- ◇ 小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とした「所定労働時間を超えて労働させない措置の拡大、短時間勤務制度」の制定
- ◇ 育児休業期間の延長（子が 3 歳に達する日まで）
- ◇ 子ども看護休暇の制定（特別休暇として有給での取得可能）
- ◇ 育児休業者への情報提供の強化（人事部ニュース）
- ◇ ノー残業デーの制定

以 上



認定マーク「くるみん」

- ◆ 本件に関するお問い合わせ  
西京銀行人事部（担当：松村、丸山）  
TEL 0834-22-7654